

## 台風の接近に伴う安全の確保について

### 「児童の安全確保」について

①②については、江戸川区教育委員会からの台風接近時の対応に関する通達です。  
区内全小中学校で同じですので、本校もこれに準じますのでよろしくお願いいたします。

- ① 気象庁の予報により、午前7時の時点で、江戸川区に『暴風特別警報』または『大雨特別警報』が発表されている場合、または『暴風警報と大雨警報が同時』に発表されている場合には、『臨時休業（学校はお休みです）』とします。

※特別警報の場合は、どちらか一つでも発令されたら休校、  
警報の場合は両方発令されないと休校になりません。  
なお、休校の場合は、学校への欠席連絡はいりません。

【参照】気象庁 気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

- ② 下校時刻の時点で、江戸川区に『暴風特別警報』または『大雨特別警報』が発表されている場合、または『暴風警報と大雨警報が同時』に発表されている場合には、『学校待機』または『保護者引き渡し』とします。

- ③ 休校にならなかった場合において、台風の影響による遅刻・欠席があった場合は、遅刻・欠席の扱いはしませんが、学校にその旨、電話等での連絡をお願いします。また、臨時休校の際は、すくすくスクール（学童クラブ登録も含む）もありません。

《平井西小学校 03-3612-9498》